

高崎市告示第 2 9 5 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

高崎市長 富 岡 賢 治

1 中間検査を行う区域

高崎市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

（1）主要構造部の全部又は一部が木造（丸太組構法を除く。）の戸建住宅（兼用住宅を含み、長屋及び共同住宅を除く。）で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（主として木造の構造部分に限る。）が 1 0 0 平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が 2 階以上のもの

（2）主要構造部の全部又は一部が鉄骨造の建築物で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（主として鉄骨造の構造部分に限る。）が 5 0 0 平方メートル以上で、かつ、地階を除く階数が 3 以上のもの

3 指定する特定工程

（1） 2 （1）の建築物

屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法の建築物にあっては、屋根の小屋組工事及び耐力壁の工事）

（2） 2 （2）の建築物

1 階の建て方工事

4 指定する特定工程後の工程

（1） 2 （1）の建築物

壁の内装工事及び外装工事

（2） 2 （2）の建築物

耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠蔽する工事

5 適用の除外

- (1) 法第18条又は第85条の適用を受ける建築物
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物
- (3) 法第68条の20の認証型式部材等である建築物
- (4) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資又は証券化支援事業を利用した住宅で、適合証明検査機関が行う中間現場検査に合格したもの
- (5) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号及び第2号に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この告示の規定は、施行日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。

（法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の告示の廃止）

- 3 法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の告示（平成21年高崎市告示第263号）は、廃止する。